



文京区中小企業向け融資 あっせん制度のご案内

■ 文京区中小企業向け融資あっせん制度とは

この制度は、事業資金の借入れが容易でない中小企業者のために、区が金融機関と協定を結び中小企業者が融資を受けやすくするための制度です。

区内中小企業の皆さんが、事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんします。区が直接資金をお貸しするものではありません。金融機関で融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

■ 本制度をご利用できる方

(1) 中小企業者であること

中小企業者とは、商業・工業等を営む下記の規模の事業者です。

資本金・従業員数のどちらかが該当していれば対象となります。

業 種	資本金または出資金	従業員数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		900 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小 売 ・ 飲 食 業	5 千万円以下	50 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200 人以下
医 療 法 人 等	条件なし	300 人以下

※従業員数に家族従業員（個人の場合）、会社役員は含みません。ただし、パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

※特定非営利活動法人（NPO 法人）も融資あっせん制度を利用できます。資本金の要件はありません。

(2) 文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営んでいること

※区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後 1 年未満の場合は対象になりません。

(3) 申込みをする日までに納期到来分の住民税・事業税を完納していること

(4) 東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること（対象外業種については、次項（2）参照）

(5) 個人事業者にあつては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること

(6) 許認可等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること

(7) あっせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること

◆お申込み・お問い合わせ

東京商工会議所文京支部

〒112-0003 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下 2 階

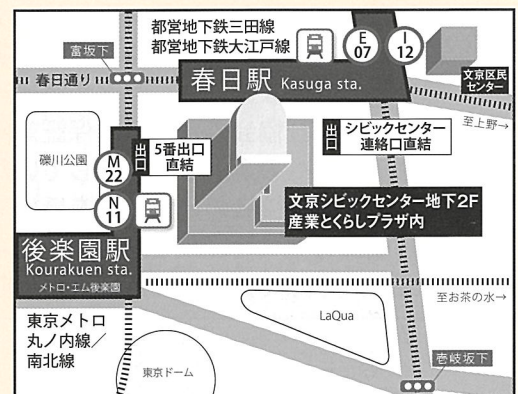
☎ 03 - 5842 - 6731（直通）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

（交通アクセス）

- ・東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園」駅 [直結]
- ・都営地下鉄三田線・大江戸線「春日」駅 [直結]
- ・B-ぐる（文京区コミュニティバス）停留所 1 番「文京シビックセンター（春日駅前）」



■ 資金使途

事業のために必要な運転資金と設備資金（未払分）に限ります。

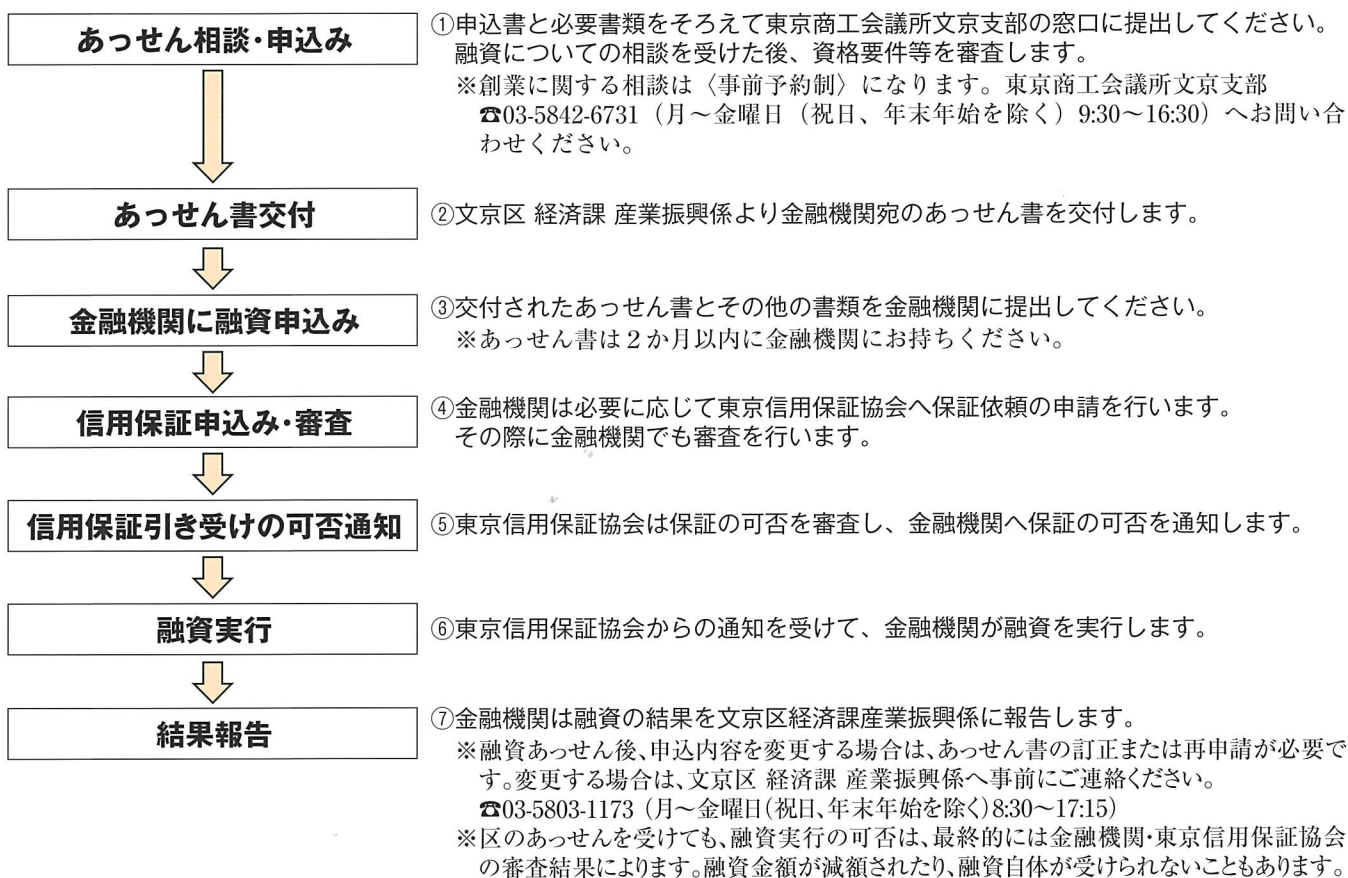
運転資金	設備資金
商品・原材料の仕入 買掛金・支払手形の決済 人件費の支払い 外注費等の支払い 店舗、事務所の礼金・家賃 他	店舗・工場・事務所等の新・増改築（代表者等の住居部分は除く） 機械・器具・装置の購入 車両の購入 土地・建物の購入 保証金・更新料の支払い・敷金 他

※納税資金、住宅資金、生活資金、借入金~~の返済資金~~（8頁「借換資金」を除く）、投機資金は対象となりません。

※融資実行前に支払われた設備資金については対象となりません。

※不動産賃貸業を営んでいる方の資金使途は、基本的に設備資金となります。

■ 申込みから融資の決定まで



■ 下記の方は文京区の融資あっせんが受けられません

- (1) この制度は、文京区内の中小企業の振興を目的としています。したがって、文京区内で営業活動の実態が確認できないなど、当区が不適当と認める方のご利用はできません。
- (2) 東京信用保証協会の定める「保証対象外業種」を営んでいる方
- (3) 金融機関等への返済金を滞納していたり、取引停止処分を受けている方
- (4) 東京信用保証協会の代位弁済を受けている方
- (5) 不動産賃貸業（管理業を除く）を営んでいる個人事業者で、文京区内に住民登録をしていない方
- (6) 年金収入を除く従たる収入が主たる収入を超えている方

■ 東京信用保証協会とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる場合に保証人となって企業の信用力を補完することにより借り入れを容易にし、事業の健全な発展を助成するための公的機関です。

保証にあたっては、①保証資格 ②資金使途とその効果 ③返済能力 ④経営者 等を総合的に判断します。

また、保証を受ける際には、保証内容に応じた信用保証料が必要となります。

◆お問い合わせ：東京信用保証協会 上野支店

台東区元浅草 2-6-7 マタイビル 5階 ☎ 03-3847-3171

■ 連帯保証人及び担保

申込者と取扱金融機関との協議、または申込者と東京信用保証協会との協議により、必要に応じて決めてください。

■ 金融機関と契約する利率

借入者と取扱金融機関との間に結ばれる契約利率は、固定金利です。

※契約利率 = 借入者負担金利 + 文京区利子補給分

※契約利率は年度途中で変わる場合もあります。申込時にお問い合わせください。

※文京区へ申込書を提出し、受理された日の利率が適用となります。

■ 借入金の返済方法

借入金の返済は、元金均等月賦償還（毎月ごとの元金均等）とし、元利均等月賦償還は認めません。

■ 利子補給について

利子補給は年4回、約定通りの返済を確認後、3か月分まとめて取扱金融機関を通して行いますが、ご返済途中で以下の事由が発生した場合、利子補給が終了となります。取扱金融機関を通じて速やかに届け出てください。なお、利子補給の過払いが発生した場合は返金していただきます。

- ①事業を廃止・6か月以上休業したとき
- ②主たる事業所もしくは本店登記を区外へ移したとき
- ③申込み内容に偽りがあったとき
- ④繰上げ完済をしたとき
- ⑤代位弁済が行われたとき
- ⑥融資要件に該当しなくなったとき
- ⑦返済条件を満期一括としたとき

※当初の約定の返済条件をやむを得ず変更する場合は、区が認める条件に合致すれば、利子補給を続けて受けることができます。

※住所、債務者等が変わった場合も取扱金融機関を通じて速やかに報告してください。

■ 利子補給金の計算方法

$$\text{利子補給金} = \frac{\text{融資残高} \times \text{利子補給率}}{365\text{日}} \times \text{日数}$$

例) 融資額1,000万円、4月15日貸付、翌月より毎月20日に50万円返済、利子補給率1.5%の場合

$$\boxed{\text{4月分}} \quad \frac{1,000\text{万円} \times 1.5\%}{365\text{日}} \times 36\text{日}(4/15 \sim 5/20) = 14,794\text{円(端数切捨て)}$$

$$\boxed{\text{5月分}} \quad \frac{950\text{万円} \times 1.5\%}{365\text{日}} \times 31\text{日}(5/21 \sim 6/20) = 12,102\text{円(端数切捨て)}$$

$$\boxed{\text{6月分}} \quad \frac{900\text{万円} \times 1.5\%}{365\text{日}} \times 10\text{日}(6/21 \sim 6/30) = 3,698\text{円(端数切捨て)}$$

計30,594円が初回補給金額です。

■ 申込みに必要な書類

法人		個人事業主														
1	<input type="checkbox"/> 文京区中小企業向け融資あっせん申込書 ※申込書の印鑑は、印鑑登録済のもので押印してください。	1	<input type="checkbox"/> 文京区中小企業向け融資あっせん申込書 ※申込書の印鑑は、印鑑登録済のもので押印してください。													
2	<input type="checkbox"/> 直近の法人税申告書、決算書、法人事業概況説明書（控）一式の原本又はコピー ※税務署受付印のあるもの。 ※コピーの場合は、全頁コピーのものがが必要です。 ※電子申告の場合は、受信通知のコピーが必要です。	2	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書、青色申告決算書又は白色申告収支内訳書（控）一式の原本又はコピー ※税務署受付印のあるもの。 ※コピーの場合は、全頁コピーのものがが必要です。 ※電子申告の場合は、受信通知のコピーが必要です。													
3	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑登録証明書 原本 1 通 ※発行から 3 か月以内のもの。	3	<input type="checkbox"/> 個人の印鑑登録証明書 原本 1 通 ※発行から 3 か月以内のもの。													
4	<input type="checkbox"/> 法人事業税・法人住民税の納税証明書 原本各 1 通 ※発行から 3 か月以内のもので、納付期日までの納付が確認できるものがが必要です。 ※いずれも確定申告済の直近事業年度分が必要です。 ※ 1 通でまとまっているものでも可。 ※文京シビックセンター 7 階 文京都税事務所等で発行のもの。 ※法人の代表者以外の方が納税証明書の申請をされる場合は、「委任状」が必要です。	4	<input type="checkbox"/> ①特別区民税の納税証明書 原本 1 通 ※文京区外にお住まいの方は、文京区の発行する特別区民税の納税証明書（均等割分）が必要です。 ※文京シビックセンター 10 階 文京区税務課で発行のもの。 ②個人事業税の納税証明書 原本 1 通 ※文京シビックセンター 7 階 文京都税事務所等で発行のもの。 ※個人事業税が非課税の場合は、税務署で発行の「所得税の納税証明書その 1」が必要です。 【納税証明書は申込時期により必要な証明内容が異なるので、下表をご参照ください。】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>申込時期</th> <th>必要な証明内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民税</td> <td>4～6月</td> <td>2023年度</td> </tr> <tr> <td>7～3月</td> <td>2024年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>4～8月</td> <td>2023年度</td> </tr> <tr> <td>9～3月</td> <td>2024年度</td> </tr> </tbody> </table>		申込時期	必要な証明内容	住民税	4～6月	2023年度	7～3月	2024年度	事業税	4～8月	2023年度	9～3月	2024年度
	申込時期	必要な証明内容														
住民税	4～6月	2023年度														
	7～3月	2024年度														
事業税	4～8月	2023年度														
	9～3月	2024年度														
5	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 原本 1 通 ※発行から 3 か月以内のもの。															
6～8 は該当する場合のみ必要です		5～7 は該当する場合のみ必要です														
6	<input type="checkbox"/> 【在住区民で優遇措置（代表区民制度）を利用する場合】 代表者の住民票、印鑑登録証明書等住所を確認できるもの	5	<input type="checkbox"/> 【在住区民で優遇措置（代表区民制度）を利用する場合】 代表者の住民票、印鑑登録証明書等住所を確認できるもの													
7	<input type="checkbox"/> 【許認可・届出が必要な業種を営んでいる場合】 許認可証等のコピー	6	<input type="checkbox"/> 【許認可・届出が必要な業種を営んでいる場合】 許認可証等のコピー													
8	<input type="checkbox"/> 【設備資金の場合】 見積書又は契約書のコピー ※あっせん金額は見積書又は契約書の範囲内となります。 ※見積書は、見積業者の記名・押印があり、かつ有効期限内のもの。 ※自動車購入の場合はカタログも必要です。 営業用の普通・小型・軽自動車（3・5・7 の白・黄ナンバー）の購入の場合、原則としてあっせん金額の上限は 300 万円です。但し、レジャー用、必要以上の高級車・装備は「営業用」とは認められません。	7	<input type="checkbox"/> 【設備資金の場合】 見積書又は契約書のコピー ※あっせん金額は見積書又は契約書の範囲内となります。 ※見積書は、見積業者の記名・押印があり、かつ有効期限内のもの。 ※自動車購入の場合はカタログも必要です。 営業用の普通・小型・軽自動車（3・5・7 の白・黄ナンバー）の購入の場合、原則としてあっせん金額の上限は 300 万円です。但し、レジャー用、必要以上の高級車・装備は「営業用」とは認められません。													

【制度により必要となる添付書類】

融資名	必要書類
創業支援資金	<input type="checkbox"/> 創業計画書一式（詳しくは別にお配りしている「創業支援資金のご案内」をご参照ください）
創業特例	<input type="checkbox"/> 創業計画書一式に加え、特定創業支援事業等による支援を受けた証明書が必要になります。
商店会加入奨励資金	<input type="checkbox"/> 商店会加入証明書（各商店会または文京区商店街連合会で発行します）
緊急事業資金	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号の認定書
	<input type="checkbox"/> り災証明書
経営環境変化対策資金	<input type="checkbox"/> 経営環境変化対策資金認定申請書 売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等の帳簿類） ※売上台帳についてはコピー不可。 ※試算表等の売上高が決算書や法人概況説明書の集計ベースと一致しているかどうか確認します。

融資名	必要書類
先端設備等導入支援資金	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画に係る認定書
イノベーション活用型地域産業振興資金	<input type="checkbox"/> イノベーション活用型地域産業振興資金計画書
地球温暖化等環境対策資金	<input type="checkbox"/> 環境改善計画審査結果通知書 文京シビックセンター 17 階 環境政策課にてご申請ください。
団体運転資金・団体設備資金	<input type="checkbox"/> 定款または規約 2 部 組合員（会員）名簿 2 部
事業活性化資金	<input type="checkbox"/> 事業活性化計画書 ① ISO マークの認証又はプライバシーマークを取得・更新するためのもの ② 新技術・新製品の開発に要するもの ③ 事業転換または事業多角化を計画するもの（第二創業を含むものも利用可） ④ 事業承継を計画するもの ⑤ ④のうち、公衆浴場業を営むもの
女性のエンパワーメント原則推進支援資金	<input type="checkbox"/> 文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録証の写し 文京シビックセンター 14 階 総務課ダイバーシティ推進担当で「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録」がされると、登録証が交付されます。
小口零細企業保証制度対応特別資金	<input type="checkbox"/> 情報提供に関する同意書 (東京商工会議所文京支部が東京信用保証協会に保証付融資残高を確認する場合)
現下の経済変動に対応するための緊急資金	<input type="checkbox"/> 現下の経済変動に対応するための緊急資金認定申請書 売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等の帳簿類）
現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金	<input type="checkbox"/> 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金認定申請書 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換計画書 売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等の帳簿類）

◎この他、審査の過程で必要な書類を提出していただく場合があります。

◎金融機関、東京信用保証協会では、必要に応じて別途書類を求められることがあります。

■ 融資の重複利用及び併用利用について

融 資 名	重 複 利 用 (同一融資の利用)	併 用 利 用 (他の融資との利用)
一般融資 一般運転・設備資金 小規模企業資金	同一融資の重複利用が可能です。 但し、前回あつせんされた融資の実行後の申込みとなります。	前回お申込みの融資実行後に他の融資の申込みが可能です。 同時に2つ以上の融資メニューを申し込むことはできません。
創業支援資金（※）	同一融資の重複利用はできません。	
特別融資 商店会加入奨励資金 団体運転・設備資金 女性のエンパワーメント原則推進支援資金	同一融資の重複利用はできません。 当該融資返済後に申込み可能です。	
緊急事業資金 経営環境変化対策資金 地球温暖化等環境対策資金 地域産業振興資金 イノベーション活用型地域産業振興資金 事業活性化資金 借換資金 短期運転資金 先端設備等導入支援資金 現下の経済変動に対応するための緊急資金 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金	同一融資の重複利用が可能です。 但し、前回あつせんされた融資の実行後の申込みとなります。 ※「現下の経済変動に対応するための緊急資金及び事業多角化・業態転換資金」に関しては、信用保証協会による保証が必須となります。	
国制度 小口零細企業保証制度対応特別資金		

※創業支援資金をご利用の方は、創業1年後に、他融資との併用利用が可能です。

■ よくあるご質問

- Q. 区のあつせん申込書はホームページからダウンロードできますか。
- A. 複写式になっているため、ダウンロードできません。必要書類をご用意の上、直接東京商工会議所文京支部にお越しください。
- Q. 営んでいる事業が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の不況業種に該当するか知りたい。
- A. 東京商工会議所文京支部の経営相談にて、ヒアリングした上で該当するか判断させていただきます。
お電話でお問い合わせいただいても、正確にお答えできない場合があります。
- Q. どのような場合が創業に当たるのか知りたい。
- A. 個人が創業する場合は、国内外を問わず事業を営んでいない方が、これから創業するか創業後1年未満が対象となります。
法人の場合は、自らの事業の全部または一部を継続し、分社化する場合は対象となります。
法人成りする場合や、文京区外で創業し、その後文京区に移転した場合は、融資あつせん制度における創業には当たりません。

■融資あっせんメニュー

◆利率は2024年4月1日現在のものです。年度途中で変わる場合もありますので、その都度、ご確認ください。

◆創業支援資金（創業特例含む）・緊急事業資金・経営環境変化対策資金・事業活性化資金については、金融機関の代行ではなく、事業者本人が申込みに来てください。

※設備資金の場合、見積書のコピー（見積業者の記名・押印があり、かつ有効期限内のもの）または契約書のコピーが必要です。

●一般融資

融資名	対象	使途	融資限度額	返済期間	利率(年)%			その他		
					契約利率	利子補給	本人負担			
一般運転資金	区内の中小企業者	運転	1,500万円以内 〔代表者が区民の場合は 1,800万円以内〕	7年(84か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	0.2	1.5	※一般運転資金と一般設備資金を同時に申込み場合、一本の融資としてお申込みください。 この場合の融資限度額・返済期間については、一般運転資金の条件に従うものとします。		
一般設備資金		設備	2,000万円以内 〔代表者が区民の場合は 2,400万円以内〕	8年(96か月)以内 元金据置6か月以内を含む						
小規模企業資金	常時使用する従業員が20人以下の中小企業者 ※パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。	運転・設備	600万円以内 〔代表者が区民の場合は 750万円以内〕	5年(60か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	1.0	0.7			
創業支援資金	文京区内で創業しようとする場合または区内で創業し1年未満の場合（NPO法人の創業は除く） ※創業特例は、上記に加え、特定創業支援事業等による支援を受け、その認定を受けている場合。	運転・設備	1,500万円以内 〔代表者が区民の場合は 2,000万円以内〕	7年(84か月)以内 元金据置12か月以内を含む				※融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。 ※創業前の申込みの場合は、申込金額と同額以上の自己資金が必要になります。 ※「創業計画書」（添付書類含む）が必要になります（必要書類は「創業計画書」に記載されています）。 ※窓口での相談は事前予約制です。東京商工会議所文京支部 ☎03-5842-6731へお問い合わせください。 ※東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。 ※創業特例をご利用の場合は、特定創業支援事業等による支援を受けた証明書が必要になります。 ※創業支援資金はお申込みから実行まで2～3か月かかります（お申込み前の相談に日数を要する場合があります）。		
創業特例					3年以内	1.1	3年以内		1.1	0
					3年超 5年以内	1.2	3年超 5年以内		1.2	
					5年超 7年以内	1.4	5年超 7年以内		1.4	

●特別融資

融資名	対象	使途	融資限度額	返済期間	利率(年)%			その他
					契約利率	利子補給	本人負担	
先端設備等導入支援資金	中小企業等経営強化法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が、当該計画に定めた設備の導入に必要とするもの	設備	3,000万円以内	8年(96か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.7	0	中小企業等経営強化法第52条第4項に基づく先端設備等導入計画の認定書が必要になります。
経営環境変化対策資金	経営環境の急激な変化等により事業活動に影響を受けている中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ①申込日を基準とした直前3か月間または1年間の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること ②申込日を基準とした直前3か月間または1年間の営業利益が前年同期に比べ10%以上減少していること ※「直前」とは、「前月」又は「前々月」のことをいいます。 例)5月中に申込みの場合、直前3か月は2～4月または1～3月が対象となります。	運転・設備	1,500万円以内 〔代表者が区民の場合は 2,000万円以内〕	8年(96か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.5	0.2	※融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。 ※「経営環境変化対策資金認定申請書」と売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等の帳簿類）を添付してください（売上台帳についてはコピー不可）。 ※試算表等の売上高等が決算書や法人事業概況説明書の集計ベースと一致していることを確認します。 ※直前3か月間の売上高が前年同期と比べ10%以上減少している方で、従業員数が製造業等は20人以下、卸・小売・サービス業の場合は5人以下の小規模企業者は、東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。（売上高が1年での比較または営業利益での比較の場合は信用保証料の補助は受けられません）
緊急事業資金	・不況業種等向け…中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかの規定により認定された特定中小企業者 ・非常災害向け…区内の一定地域における広範囲な非常災害を受けた企業（り災証明書が必要）または、防水板の設置及び関連工事を行おうとするもの	運転・設備	不況業種等向け 1,000万円以内 〔代表者が区民の場合は 1,200万円以内〕	8年(96か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.5	0.2	※融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。 ※不況業種等向け…申込時に「中小企業信用保険法第2条第5項の認定書」が必要になります。 ※非常災害向け…申込時に「り災証明書」が必要になります。
			非常災害向け 500万円以内	6年(72か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.3	0.4	
商店会加入奨励資金	商店会に加入している中小企業者	運転・設備	加入1年未満 800万円以内	6年(72か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.3	0.4	※融資あっせん申込みには、「商店会加入証明書」を提出していただきます。 ※融資あっせん後も商店会に継続して加入し、商店会の活動にご協力ください。返済期間中に商店会を退会した場合は、利子補給が終了となります。
			加入1年以上 1,000万円以内					

融資名	対象	用途	融資限度額	返済期間	利率(年)%			その他	
					契約利率	利子補給	本人負担		
事業活性化資金	事業の活性化に資する資金として、次のいずれかの内容を目的とするもの ①ISOマークの認証又はプライバシーマークを取得・更新するためのもの ※プライバシーマークについては運転資金のみ300万円を限度とする。 ②新技術・新製品の開発に要するもの ③事業転換または事業多角化を計画するもの ④事業承継を計画するもの ⑤④のうち、公衆浴場業を営むもの	運転	1,000万円以内 〔代表者が区民の場合は1,200万円以内〕	6年(72か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	1.5	⑤のみ 1.7	⑤のみ 0.2	※融資あつせん申込みは事業者本人が行ってください。 ※目的別の「事業活性化計画書」(添付書類含む)を提出していただきます。 ※運転資金と設備資金を同時に申込みする場合、一本の融資としてお申込みになることも可能です。 ※④、⑤は東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。
		設備	1,500万円以内 〔代表者が区民の場合は1,800万円以内〕	7年(84か月)以内 元金据置6か月以内を含む					
借換資金	借換するすべての融資が下記の条件を満たしていることが必要です。 ①借換対象融資は「借換資金」以外の文京区融資(東京都制度融資は対象外)であること ②旧債務は約定返済(元金返済)を6か月以上行っていること ③複数の金融機関にある借入を借換一本化する場合は、この制度で申込み取扱金融機関以外の金融機関の借換同意があること	運転・設備	2,000万円以内 〔代表者が区民の場合は2,400万円以内〕	10年(120か月)以内 元金据置なし	1.7	0.2	1.5	※事前に金融機関・東京信用保証協会とよくご相談のうえ、借換対象融資を申込書に必ず明記しお申込みください。	
地域産業振興資金	地域産業(印刷業、製本業、製版業、印刷物加工業、出版業、印刷関連サービス業、医療機器製造業、旅館業)を営むもので設備を導入することなどにより、当該事業の経営基盤の強化を図ろうとするもの	設備	3,000万円以内	8年(96か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	1.2	0.5		
イノベーション活用型地域産業振興資金	地域産業(印刷業、製本業、製版業、印刷物加工業、出版業、印刷物関連サービス業、医療機器製造業、旅館業)を営む者で、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を用いた設備を導入することにより、人手不足の解消や生産性向上等の経営改善を図ることを目的とするもの	設備	3,000万円以内	8年(96か月)以内 元金据置12か月以内を含む	1.7	1.7	0	※融資あつせん申込みにあたっては「イノベーション活用型地域産業振興資金計画書」を提出していただきます。	
女性のエンパワーメント原則推進支援資金	文京区総務課ダイバーシティ推進担当で「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録」をした企業	運転・設備	500万円以内	5年(60か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	1.5	0.2	※「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録」の登録証の写しを添付してください。 (文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録に関するお問い合わせは、総務課ダイバーシティ推進担当 ☎03-5803-1187までお願いします)	
地球温暖化等環境対策資金	環境の改善に資する資金として、次のいずれかの内容を目的とするもの ①東京都の指定する低公害車の購入に必要とするもの ②既製の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置するために必要とするもの ③公害の防止を目的として行う、区内の工場、事業場の改修(機械器具類の購入及び修理を含む)に必要とするもの ④地球温暖化防止対策を目的として行う、区内の工場、事業場の改修(機械器具類の購入及び修理を含む)に必要とするもの	設備	1,500万円以内 〔代表者が区民の場合は1,800万円以内〕	7年(84か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	1.4	0.3	※資源環境部環境政策課で交付された「環境改善計画審査結果通知書」を添付してください。 (環境改善計画審査結果通知書に関するお問い合わせは、資源環境部環境政策課 ☎03-5803-1260までお願いします) ※④の要件で申込み場合は、事前に省エネルギー診断を受けていることが条件となります。 (省エネルギー診断に関するお問い合わせは、東京都地球温暖化防止活動推進センター ☎03-5990-5087までお願いします)	
団体運転資金	事業協同組合等もしくは法人格を有しない団体で特に区長が認めたもの	運転	法人向け 3,000万円以内 任意団体向け 1,000万円以内	5年6か月(66か月)以内 元金据置6か月以内を含む 4年(48か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	0.8	0.9	※融資あつせん申込みにあたっては、定款または規約(2部)、組合員(会員)名簿(2部)を提出していただきます。	
団体設備資金		設備	法人向け 5,000万円以内 任意団体向け 2,000万円以内	7年(84か月)以内 元金据置6か月以内を含む 5年6か月(66か月)以内 元金据置6か月以内を含む					

●短期資金

融資名	対象	用途	融資限度額	返済期間	利率(年)%			その他
					契約利率	利子補給	本人負担	
短期運転資金	短期間に必要とする運転資金	運転	500万円以内	1年(12か月)以内 元金据置2か月以内を含む	1.7	1.2	0.5	

●小口零細企業保証制度対応特別資金(国の全国統一の保証制度)

融資名	対象	用途	融資限度額	返済期間	利率(年)%			その他
					契約利率	利子補給	本人負担	
小口零細企業保証制度対応特別資金	・従業員数が製造業等は20人以下、卸・小売・サービス業は5人以下であること(NPO法人を除く) ※サービス業のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業、宿泊業、娯楽業は従業員数20名以下が対象となります。 ※パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。 ・申込み融資の希望額と、全国の保証協会の保証付融資残高の合計額が2,000万円以下であること	運転・設備	2,000万円以内	7年(84か月)以内 元金据置6か月以内を含む	1.7	0.2	1.5	※事前に東京信用保証協会に保証付融資残高をお問い合わせください。 ※貸付形式は、「証書貸付」、「手形貸付」、返済方法は「一括」または「分割」となります。 ※東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。

● 現下の経済変動に対応するための特別融資

< 現下の経済変動に対応するための緊急資金 >

融資名	用途	融資限度額	返済期間	利率 (%)		
				契約利率	利子補給	本人負担
現下の経済変動に対応するための緊急資金	運転	1,500万円以内	8年(96か月)以内 元金据置24か月以内を含む	1.7	1.7	0
対象	次のいずれかに該当するもの ① 申込日を基準とした直前3か月間または1年間の売上高または営業利益が前年同期に比べ15%以上減少していること。 ② 区内で創業して1年未満の場合、申込日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益が直前1か月間を含む直前3か月間の平均に比べ減少していること。 ※「直前」とは、「前月」又は「前々月」のことをいいます。					
その他	※「現下の経済変動に対応するための緊急資金認定申請書」が必要となります。 ※東京信用保証協会による信用保証が必要です。					

< 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金 >

融資名	用途	融資限度額	返済期間	利率 (%)		
				契約利率	利子補給	本人負担
現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金	運転・設備	2,000万円以内	8年(96か月)以内 元金据置24か月以内を含む	1.7	1.7	0
対象	事業多角化または業態転換を計画するものであり、次のいずれかに該当するもの ① 申込日を基準とした直前3か月間または1年間の売上高または営業利益が前年同期に比べ15%以上減少していること。 ② 区内で創業して1年未満の場合、申込日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益が直前1か月間を含む直前3か月間の平均に比べ減少していること。 ※「直前」とは、「前月」又は「前々月」のことをいいます。					
その他	※「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金認定申請書」及び「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換計画書」が必要となります。 ※運転資金と設備資金を同時に申込みの場合、一本の融資としてお申込みになることも可能です。 ※金融機関、東京信用保証協会では必要に応じて別途書類を求められることがあります。 ※東京信用保証協会による信用保証が必要です。					

< 融資あっせん申込み・問い合わせ >

東京商工会議所文京支部

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分

☎ 03-5842-6731

（文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下2階）

● 信用保証料補助金

対象者	文京区中小企業向け融資あっせん制度における「現下の経済変動に対応するための緊急資金」、「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金」として融資を受けた方
対象経費	東京信用保証協会に支払った「現下の経済変動に対応するための緊急資金」、「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金」の融資に係る信用保証料
補助額	東京信用保証協会に支払った信用保証料の実額（上限30万円） ※それぞれの融資につき1事業者1回のみ申請可。

< 信用保証料補助金申込み・問い合わせ >

文京区 区民部 経済課 産業振興係 ☎ 03-5803-1173

（文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下2階）

経営の悩みや相談に応じています

区の相談窓口

◆経営相談（月～金 9：30～16：30 ※祝日及び年末年始を除く）

区内中小企業の振興や区内創業者への支援を目的とし、東京商工会議所と連携し、経営上の課題や創業に関するお悩みをご相談いただける相談窓口を設けています。お気軽に下記窓口へご相談ください。

※創業相談のみ、事前予約が必要です。

相談窓口：東京商工会議所文京支部

文京区春日1-16-21（文京シビックセンター地下2階）☎03-5842-6731

◆中小企業支援員による訪問

経営の安定や振興を図るため、文京区中小企業支援員が直接訪問し、中小企業向け支援メニュー、セミナー及びイベント等の情報提供を行っています。

文京区経済課産業振興係 ☎03-5803-1173 FAX 03-5803-1936

●東京信用保証協会の相談窓口

上野支店	台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階 ☎03-3847-3171
------	--------------------------------------

創業をお考えの方から経営実績をお持ちの方まで、事業経営に関するご相談を幅広くお受けしています。信用保証による資金繰り支援と、幅広い経営支援メニューでサポートを実施していますので、お気軽にご相談ください。

●（公財）東京都中小企業振興公社の相談窓口

ワンストップ総合相談窓口	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階 （公財）東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎03-3251-7881
--------------	--

都内中小企業者の皆様からの経営相談について、一ヶ所で総合的に応える相談窓口です。経営全般、資金繰り、創業、IT関連、労務、法律などの幅広い分野での経営相談を各分野の専門家がお受けしています。

●東京商工会議所の相談窓口

ビジネスサポートデスク（東京北）	北区王子1-11-1 北とぴあ12階 東京商工会議所北支部内 ☎03-4346-5523
------------------	---

中小企業の経営上のお悩みを専門家に無料で相談することができます。創業から事業承継、経営改善、新規事業に関するご相談など幅広く承っております。お気軽にご相談ください。

【支援例】

創業支援：創業の手続き／創業計画書の作り方／創業融資

事業承継：事業承継の準備／株式譲渡の方法／後継者育成のサポート

経営改善：売上改善／社内制度の整備／採用の強化／資金繰り改善

新規事業：事業計画の作り方／活用可能な補助金や助成金について など

窓口専門相談	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階 東京商工会議所文京支部 ☎03-3811-2683
--------	--

経営上、税務・法律分野でお困りの方やお悩みの方に対し、専門家が無料で相談・指導を行います。（事前予約制）

○税務相談（相談員：税理士）→ 5月・7月・9月・10月・11月・12月の第2月曜日（4月・6月・8月は休）、2025年1月6日、20日、2月3日、17日、3月3日、10日、13：00～16：00

○法律相談（相談員：弁護士）→ 第3水曜日の13：00～16：00

○知的財産権相談（相談員：弁理士）→ 第3火曜日の13：00～17：00

※東京商工会議所本部及び23区の各支部でも相談を実施しています。詳しくは上記までお問い合わせください。

●取扱金融機関

2024年4月1日現在

金融機関名		住所	電話番号	金融機関名		住所	電話番号
朝日信用金庫	上野支店	台・上野4-8-11	03-3831-0216	大東京信用組合	大塚支店	豊・北大塚1-34-12	03-3918-6411
	湯島支店	湯島2-1-5	03-3814-5261	東京厚生信用組合	浅草支店	台・駒形1-1-12	03-3843-8411
	根津支店	千駄木2-44-3	03-3822-2411	文化産業信用組合	本店	千・神田神保町1-101	03-3292-2711
	神明支店	本駒込5-73-10	03-5685-5011	りそな銀行	本郷支店	本郷2-27-20	03-3812-1251
	大塚支店	大塚5-9-2	03-3947-3555		茗荷谷支店	小石川5-5-5	03-3944-2131
	小石川支店	春日1-11-8	03-3812-2261	きらぼし銀行	春日町支店	小石川1-5-1	03-3813-7131
城北信用金庫	巣鴨支店	豊・西巣鴨1-12-1	03-3915-1151	三菱UFJ銀行	滝野川支店	北・王子2-24-1	03-6903-3582
	駒込支店	北・中里2-21-3	03-3940-1151		神楽坂支店	新・神楽坂3-7	03-3260-8251
	動坂支店	千駄木3-24-10	03-3821-8161		江戸川橋支店	新・神楽坂3-7	03-3260-8111
	東池袋支店	豊・東池袋5-24-10	03-3989-1501		駒込支店	豊・駒込2-3-1	03-3910-1111
	上野支店	台・台東4-9-3	03-3831-0261		春日町支店	小石川1-1-1	03-3814-7311
興産信用金庫	神保町支店	千・神田神保町1-40	03-3293-4951	北陸銀行	本郷支店	本郷3-33-5	03-3813-5211
	秋葉原支店	千・外神田4-9-8	03-3253-6851		飯田橋支店	新・神楽坂3-7	03-3268-4131
	飯田橋支店	千・飯田橋1-7-10	03-3264-4031		上野支店	台・上野5-1-1	03-3834-3701
芝信用金庫	神田支店	千・神田須田町1-26	03-3251-7641	白山支店	白山5-1-3	03-3816-5751	
巣鴨信用金庫	本店	豊・巣鴨2-10-2	03-3918-1132	みずほ銀行	飯田橋支店	相談先はエンゲージメントオフィスにて承ります。 住所 千・神田錦町2-11 電話番号 03-6631-9555	
	大塚支店	豊・南大塚2-35-5	03-3944-1151		本郷支店		
	駒込支店	豊・駒込3-3-20	03-3918-1201		大塚支店		
	東池袋支店	豊・東池袋3-22-17	03-3987-1201		根津支店		
	西日暮里支店	荒・西日暮里5-34-4	03-3802-2111		動坂支店		
	早稲田支店	新・西早稲田3-13-5	03-3203-5111		江戸川橋支店		
	水道支店	水道2-1-20	03-3814-3811		駒込支店		
	春日町支店	小石川1-12-14	03-3818-8511		池袋支店		
瀧野川信用金庫	白山支店	白山2-38-11	03-3814-8931	三井住友銀行	大塚支店	小日向4-6-12	03-3941-6111
	田端支店	北・田端1-13-11	03-3828-6211		白山支店	向丘2-36-5	03-3828-5151
さわやか信用金庫	牛込支店	新・神楽坂6-38	03-3260-0241		高田馬場支店	新・高田馬場1-27-7	03-3208-5630
東京信用金庫	江戸川橋支店	新・山吹町269-3	03-3268-6161		池袋東口支店	豊・南池袋2-27-9	03-3971-0161
東京三協信用金庫	本店	新・高田馬場2-17-3	03-3200-7121		上野支店	台・台東4-11-4	03-3833-1251
	早稲田支店	新・西早稲田1-9-18	03-3204-2211		小石川支店	小石川1-15-17	03-3813-2211
東京シティ信用金庫	秋葉原支店	千・神田松永町19	03-3255-7551	東日本銀行	上野支店	台・台東4-29-12	03-3831-8191
	神楽坂支店	新・岩戸町2	03-3267-1311		飯田橋支店	千・富士見1-3-11	03-3261-8571
	江戸川橋支店	新・山吹町347	03-3235-2971		駒込支店	豊・西池袋2-41-8	03-3971-4126
西武信用金庫	飯田橋支店	新・下宮比町3-2	03-3269-5711		高田馬場支店	新・新宿1-8-5	03-3351-6101
	本郷支店	本郷5-24-1	03-3830-0431		白山支店	千・富士見1-3-11	03-3261-8571
中ノ郷信用組合	小石川支店	小石川5-24-6	03-3812-7211	商工組合中央金庫 ※	上野支店	台・上野1-10-12	03-3834-0111
	江戸川橋支店	新・山吹町366-1	03-3269-7621		池袋支店	豊・南池袋1-21-10	03-3988-6311
第一勧業信用組合	神楽坂支店	新・神楽坂5-6	03-3269-3111				
	巣鴨支店	豊・巣鴨2-4-2	03-3918-0401				
	秋葉原支店	千・外神田3-6-4	03-3253-4801				

※ 商工組合中央金庫を利用する場合は、同金庫の株主団体に加盟している必要があります。

※ 東京厚生信用組合を利用する場合は、医療・福祉・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者に限ります。